

令和2年3月12日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 市場(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746) 直通Tel073-441-3640 スポーツ課 上野(内3695) 学校人事課 大樫(内3668)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和2年2月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	4
職員等	
計	5

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	5
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	5

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 県施工の工事により家屋等に被害を受けた際の補償を、損失補償基準に基づき行うのはおかしい。	事業損失に対する費用負担は、損失補償基準に基づき行われていない。
② ある課では、勤務時間中、職員が居眠りやネットサーフィンをしたり、コンビニに行くなどしている。	調査の結果、通報の事実は確認できなかったが、所属において、全課員に対し、普段からの行いについて十分留意するよう注意喚起を行った。
③ 県の入札参加資格審査申請について、社会保険にも雇用保険にも加入していない職員の常勤確認の基準を、20年前頃から「月8万円以上の賃金」及び「建設業に月15日以上従事」としているが、これでは建設業者が最低賃金以下の基準で労働者に賃金を支払ってもよいことになる。基準を改正して申請の受付をやり直すべきだ。	労働者の最低賃金は当然に守られるべきであり、最低賃金法により守られていると考えている。「月8万円以上の賃金」は、家族経営など中小零細事業者の常勤確認のための目安であるが、誤解を招くおそれがあることから、最低賃金法の遵守が必要な旨を明記するなど入札参加資格審査申請の手引きの見直しを検討する。
④ 県道のある有料道路は、無料開放されているにもかかわらず、案内板の英語表記が「有料道路」となっている。	調査の結果、通報の事実が確認できたので、所管部署において誤表記していた箇所を削除・修正した。
⑤ ある砕石業者等が雨天時にタイヤを清掃せずに砕石場から石を搬出するため、県道が泥で汚れている。	調査の結果、砕石業者はタイヤ清掃を実施しているものの、県道へ泥が持ち出されていることが確認できた。従前より所管部署において、採石に係る認可採取計画の認可権者である関係市と連携して、砕石業者に対する道路汚損改善の協力要請を行ってきたが、改善が不十分であったことから、これまで以上に改善対策を徹底するよう要請した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

4 ①③④⑤

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	3
（うち通報内容が事実とは認められないもの）	2 ①②
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）	
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）	
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）	1 ⑤
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2 ③④
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(1月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	3
職員等	
計	3

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	3
面談	
電話	
計	3

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある団体で、総会等が開催されていない。今後、改善を希望する。	調査中
② ある県立高等学校の管理職が、一人の教員を特別扱いしている。	調査の結果、通報内容は事実でないことを確認した。
③ ある県立高等学校の教員は、ストーカー行為をし、業務も放棄している。また、別の教員は飲酒運転の疑いがある。	当該校に調査をした結果、ストーカー行為や業務放棄等の事実はなかった。また、別の教員も飲酒運転が疑われる行動はなかったことを校長から確認した。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

2 ②③

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	2
（うち通報内容が事実とは認められないもの）	2 ②③
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）	
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）	
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	
(3) 調査を継続中としたもの	1 ①
(4) 不受理としたもの	

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(1月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。